

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月5日

【会社名】 株式会社河合楽器製作所

【英訳名】 KAWAI MUSICAL INSTRUMENTS MANUFACTURING CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 河合 弘 隆

【本店の所在の場所】 静岡県浜松市中区寺島町200番地

【電話番号】 053 - 457 - 1242

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 執行役員 総合企画部長 金子 和 裕

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木一丁目36番4号 全理連ビル
株式会社河合楽器製作所 関東支社

【電話番号】 03 - 3379 - 2221

【事務連絡者氏名】 執行役員 国内営業本部 関東支社長 星井 広 幸

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,026,239,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社河合楽器製作所 関東支社
(東京都渋谷区代々木一丁目36番4号 全理連ビル)
株式会社河合楽器製作所 中部支社
(名古屋市中区丸の内三丁目5番33号 名古屋有楽ビル)
株式会社河合楽器製作所 関西支社
(大阪市中央区備後町三丁目3番9号 備後町コイズミビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	450,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下、「本第三者割当」といいます。)は、平成27年11月5日(木)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称および住所

株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	450,500株	1,026,239,000	513,119,500
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	450,500株	1,026,239,000	513,119,500

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,278	1,139	100株	平成27年11月24日	-	平成27年11月24日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で株式引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 発行価格は、平成27年11月5日(木)に開催された当社の取締役会において決議された価額である2,278円。算定方法につきましては、会社法第199条第3項に定める「特に有利な金額」に該当しない限りで、当該取締役会の直前営業日の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値となります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社河合楽器製作所 本社 総合企画部	静岡県浜松市中区寺島町200番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱東京UFJ銀行 浜松支店	静岡県浜松市中区伝馬町311 - 14 浜松てんまビル

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
1,026,239,000円	6,500,000円	1,019,739,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、弁護士費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用等)の概算です。

(2) 【手取金の使途】

当社は、平成27年11月5日の当社取締役会において第三者割当の方法で、オンキヨー株式会社(以下、「オンキヨー」といいます。)を割当予定先として募集株式を発行する旨を決議し、本届出書の効力発生を前提として資本業務提携に関する基本契約(以下、「本契約」といいます。)を締結しております。後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社の企業価値向上を図るべくオンキヨーとの業務提携を着実に推進していくに当たり、当社とオンキヨーとの間で安定した信頼関係を構築するために、両社が互いの株式を保有する形での資本提携が必要と判断いたしました。そのため、上記差引手取概算額は、オンキヨーとの資本提携にともなう同社普通株式の取得に全額充当いたします。支出予定時期は、平成27年11月24日であります。

当社がオンキヨーから取得する株式の数、本株式引受後および本株式引受前の発行済株式総数に対する割合は、以下のとおりです。

1. オンキヨーから取得する株式の数 8,080,600株
2. 本株式引受後の発行済株式総数に対する割合 9.94%
3. 本株式引受前の発行済株式総数に対する割合 11.04%

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	オンキヨー株式会社
本店の所在地	大阪府寝屋川市日新町2番1号 (同所は登記上の本店所在地ですが、実際の本店業務は下記で行っております。) 大阪府中央区北浜二丁目2番22号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成27年6月23日 第5期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日) 四半期報告書 平成27年8月7日 第6期第1四半期(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

(2) 当社と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引等の関係		部品仕入において当該会社グループと取引があります。

(注) 1. 割当予定先の概要および当社と割当予定先との関係は平成27年11月5日(木)現在のものです。

2. 当社と割当予定先とは、平成27年11月5日付で、本届出書の効力発生を前提として資本業務提携に関する基本契約を締結しています。

(3) 割当予定先を選定した理由

当社は、経営理念として「創造性豊かな好感度企業をめざして…」を掲げ、音楽を通じて感動と満足をお届けする「感動製造業」であり続けるべく、より良い楽器づくりと音楽文化への貢献を目的として企業活動を続けております。展開する事業は、祖業であるピアノ事業を礎に電子楽器事業、音楽教室を初めとした教育関連事業、金属事業、塗装事業、音響事業、情報関連事業と多彩に広がっており、主力の楽器事業では、1927年の創業以来守り続けるピアノづくりの伝統に革新を加え、世界に知られるブランドを確立してまいりました。

近年では、収益力の拡大に向け高付加価値商品の販売拡大に注力するとともに、営業基盤の強化やコスト改善に積極的に取り組み、業務提携等の協業にも力を入れ事業の拡大に努めております。

今回割当を行うオンキヨーは、「VALUE CREATION」を経営理念に掲げ、世の中に驚きと感動を提供していくために、アンプ・スピーカー等の生産、販売を行うAV事業および車載用、TV・PC用スピーカー等の生産、販売を行うOEM事業に注力し、事業を展開しております。また、オーディオ市場にて話題のハイレゾ音源においては、ハイレゾ音源配信サイト「e-onkyo music」の運営や、ハイレゾ音源再生機器の生産・販売を行うなどして、市場開拓を続けております。

当社とオンキヨーはともに音楽に関連する機器を製造する企業として、長年それぞれの分野において高い技術やノウハウを誇り、また、世の中に感動を届け、世界の音楽文化創造の担い手としての責務を果たすため高品質な製品やサービスを提供してまいりました。今回の両社の業務提携により、両社グループの技術力、ブランド力を融合し、また相互の経営資源を有効に補完し合うことで、新規カテゴリ製品の共同開発による新規市場の開拓、両社製品の販売拡大、製品や教育サービスにおける付加価値向上を実現するとともに、両社グループのサービス・販売部門等の各拠点の設備を相互利用するなどの事業基盤の有効活用を通じた経営の効率化が可能となり、両社の企業価値の向上に繋がるものと考えております。

これら当社とオンキヨーとの業務提携を確実に推進し事業面のシナジーを最大限発揮していくに当たり、両社グループの関係を一層深化させ安定した信頼関係を構築するために両社がお互いの株式を保有する形での資本提携が必要であるとの判断から、本契約を締結し、お互いを割当予定先として選定いたしました。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 450,500株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先であるオンキヨーは、当社による事前承諾がない限り、当社株式を第三者に対して譲渡等を行うことができない旨、本契約で合意し、且つ11月24日に締結予定である株式引受契約に定める予定であることに加えて、提携による相乗効果を実現するためには長期的な提携関係を維持することが必要不可欠である点を踏まえ、割当予定先は当社株式を長期的に保有する方針であると認識しております。

なお、当社は割当予定先より、割当後2年以内に割当する新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨および報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先であるオンキヨーが本第三者割当の払込みについて必要な資金を保有している旨の説明を受けており、同社の資金等の状況については、同社の第5期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)有価証券報告書の連結貸借対照表および第6期第1四半期(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)の四半期連結貸借対照表により十分な現金及び預金が存在することを確認しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先であるオンキヨーは、株式会社東京証券取引所JASDAQ市場に上場しており、当社が同取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「内部統制システム等に関する事項」において、反社会的な勢力・団体活動とは一切の関係を持たないことを基本方針とする旨が記載されていることを確認しており、また当該基本方針を遵守している旨の説明をオンキヨーから受けております。当社は、割当予定先および当該割当予定先子会社、これらの役員および主要株主が反社会的な勢力・団体活動等とは関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠および発行条件の合理性

新株式の発行価額につきましては、割当予定先と協議のうえ、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前営業日(平成27年11月4日)の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の金額である2,278円といたしました。発行決議日の直前営業日の終値を発行価額として採用した理由は、投資家の現在の当社に対する評価を最も適切に反映していると考えられる、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値で発行することにより、既存株主の皆様の権利を侵害することなく発行できるものと判断したためであります。

なお、この発行価額は、取締役会決議日の直前日から遡る1ヶ月間の当社株式の終値の平均株価2,168円(円未満切上、以下に同じ。)に対して5.1%(小数点第2位以下を四捨五入、以下に同じ。)のプレミアム、同日までの3ヶ月間の平均株価2,038円に対して11.8%のプレミアム、同日までの6ヶ月間の平均株価2,229円に対しても2.2%のプレミアムとなっております。

以上のことから当社は、本第三者割当増資の発行価額の算定が、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、割当予定先に特に有利な発行価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、本第三者割当増資に関する取締役会決議に参加した社外監査役2名を含む監査役4名全員からも、新株式の発行価額は、当該株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、上記指針に準拠し決定されていることから、適正かつ妥当な価格であり、割当予定先に特に有利でなく適法である旨の見解を受けております。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成27年9月30日現在の当社の発行済株式総数は8,561,060株であり、総議決権数は84,476個であります。

本第三者割当の発行規模は、発行予定株式総数450,500株(議決権数4,505個)であり、本第三者割当前の当社の発行済株式数の5.26%(議決権における割合は、総議決権数の5.33%)であり、株式が希薄化いたします。

しかしながら当社といたしましては、本第三者割当および本契約により、新規カテゴリ製品の開発による新規市場の開拓、両社製品の販売拡大、製品や教育サービスにおける付加価値の向上への取り組みが可能となり、両社の信頼関係が強固になるものと考えております。本契約に基づく業務提携の取組みにより当社が一層成長をすることで、中長期的な観点からは、既存株主の利益につながるため、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する 所有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の割合
エイチエスピーシー ブローキング セキュ リティーズ(アジア) (常任代理人 香港上海 銀行東京支店)	3 / F HUTCHISON HOUSE 10 HARCOURT ROAD, CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋 3 丁 目11番 1 号)	852,000	10.09%	852,000	9.58%
CBHK-KSD-NH (常任代理人 シティバ ンク銀行株式会社)	10 / F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUMG HOM, KOWLOON, HONG KONG (東京都新宿区新宿 6 丁目 27番30号)	831,700	9.85%	831,700	9.35%
株式会社河合社団	静岡県浜松市中区山手町 1 番25号	477,800	5.66%	477,800	5.37%
オンキヨー株式会社	大阪府寝屋川市日新町 2 番 1 号	-	-	450,500	5.06%
カワイ従業員持株会	静岡県浜松市中区寺島町 200番地	284,620	3.37%	284,620	3.20%
東京海上日動火災保険 株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁 目 2 番 1 号	275,000	3.26%	275,000	3.09%
明治安田生命保険相互 会社	東京都千代田区丸の内 2 丁 目 1 番 1 号	270,000	3.20%	270,000	3.03%
河合楽器取引先持株会	静岡県浜松市中区寺島町 200番地	235,700	2.79%	235,700	2.65%
共栄火災海上保険株式 会社	東京都港区新橋 1 丁目18番 6 号	225,000	2.66%	225,000	2.53%
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町 1 丁目10番地	204,000	2.41%	204,000	2.29%
ザ バンク オブ ニュー ヨーク メロン エス エーエヌブイ 10 (常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BTUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 1 号)	204,000	2.41%	204,000	2.29%
計	-	3,859,820	45.69%	4,310,320	48.44%

(注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合および割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2. 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

3. 割当後の所有株式数および割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当により増加する株式数を加えた所有株式数および所有議決権数の割合です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第88期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第89期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月7日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成27年11月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本届出書提出日(平成27年11月5日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた異変その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本届出書提出日(平成27年11月5日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社河合楽器製作所 本社
(静岡県浜松市中区寺島町200番地)
株式会社河合楽器製作所 関東支社
(東京都渋谷区代々木一丁目36番4号 全理連ビル)
株式会社河合楽器製作所 中部支社
(名古屋市中区丸の内三丁目5番33号 名古屋有楽ビル)
株式会社河合楽器製作所 関西支社
(大阪市中央区備後町三丁目3番9号 備後町コイズミビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。